

分類	質問事項	回答
押印について	『提出書類_02_実施計画書』の5. 補助事業者の概要の、(作成責任者役職・氏名：印)の印は必須でしょうか？ 他、押印の要・不要について質問	(5) 見積、発注先選定におきまして、押印する旨の記載がありますが、社内規定等に押印廃止としている場合はこの限りではありません。 それ以外の事務局宛書類に関してはすべて押印は不要です。
共同申請時の様式 1、様式2の記載について	様式1, 様式2の記載内容について共同申請時はどのように記載するのでしょうか。	共同申請では様式1の申請者は連名で記載し、申請額等は合算したものを記載してください。 様式2はそれぞれの会社別に作成し、主申請者がまとめて申請してください。
IDEAver3.1について	CFPを算出するにあたり、補助金を活用しないが、原単位データベース(IDEA Ver3.1)を利用したい。	補助金を申請しない場合は、8月12日までにその旨、事務局(GIO)にメールにてご連絡ください。 補助金を申請される場合は、採択後に事務局よりご連絡いたします。 また、補助金を申請され採択されなかった場合でもCFP算出に参加いただける場合は8月12日までにその旨、事務局(GIO)にメールにてご連絡いただきますようお願いいたします。 利用いただくための必要書類は只今準備中です。 出来次第、GIOからご案内をさせていただきます。
IDEAver3.1について	算出ツール、原単位データベース(IDEA Ver3.1)の利用手順を知りたい。	1.利用したい旨のメールを事務局(GIO)に送る。 またはCFP事業に申請する。 2.GIOから同意書など必要書類を事業者様宛に送る。共有フォルダとしてboxを利用します。 3.同意書をGIOに返送する(boxに格納する)。 4.ツール(データベース、付属書類など)をダウンロードする。 5.CFP算出を行う。 6.結果を12月末までにGIOに送る。(算出の過程で生じた課題や対応の方向性については令和5年2月3日まで) 7.ライセンス期限までにツール(データベース、付属書類など)を削除する。 削除した旨の書類をPDFでGIOに送る。
著作権について	要件定義書と調達仕様書に係る著作権は著作者に留保されますか。	要件定義書と調達仕様書は、経産省に提出いただき、著作権も経産省に帰属させる形にしたいと考えています。
著作権について	要件定義書と調達仕様書以外にも、要件とりまとめ等、ドキュメント作成の為に構築した実証システム・ツール類の著作権についても留保されますか。	実証システム・ツール類については、事業を実施いただく事業者に帰属する形にしたいと考えています。